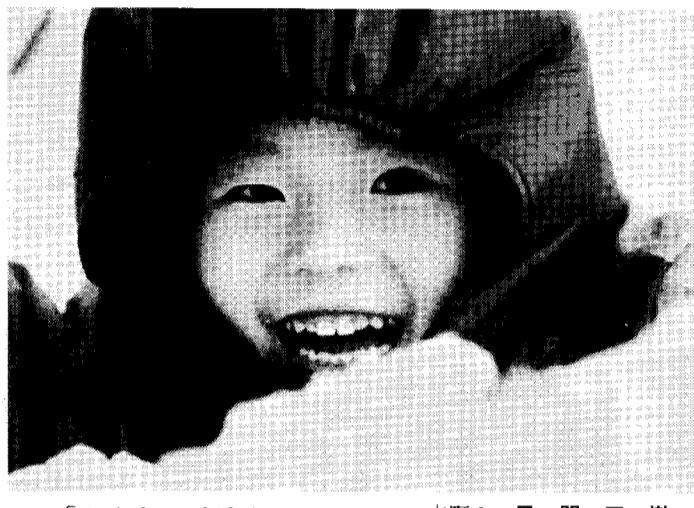


県展入選作品 写真部門②



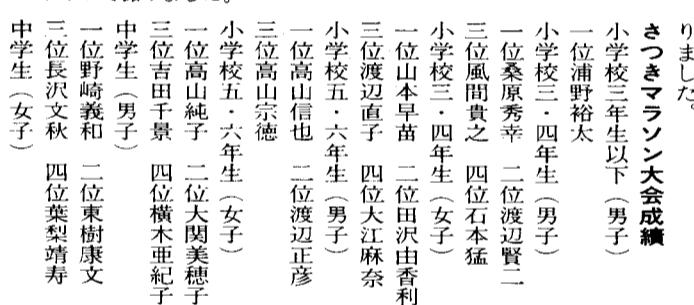
「華麗」 新保3
信市郎 入選7回
高 山 山 入選7回

一ファッショショニに深みや厚さを出すため、高密度フィルムを使って自然光で撮影しました。

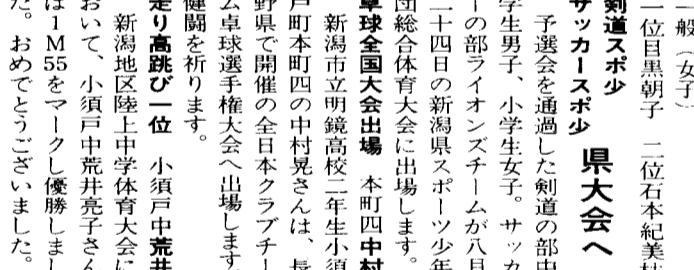


「やんちゃ時代」 本町1 風間正樹 入選2回

一子供が動くのでピント合わせに苦労しました。望遠レンズを使ってアップで撮りました。



「すべての児童は身体が不自由」 本町1 風間正樹 入選2回



「すべての児童は身体が不自由」 本町1 風間正樹 入選2回

手をつなぐ親の会誕生

—心身障害児に暖かい理解を—

去る五月二十四日（土）午後一時二十分より小須戸町手をつなぐ親の会の発会式が、中央公民館において町長始め、議会議長、学校長、会員、賛助会員など多数の方々が出席されて開催されました。

この会は、心や身体に障害を持つ人達を守り又その家庭を含む福祉の増進を図ることを目的とし、一般社会より障害を持つ人達に対して理解を深めてもらおうということで発足しました。

昭和二十六年五月五日（こどもの日）、日本国憲法にもとづいて児童憲章が定められました。この憲章は児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる目的をもって制定されました。憲章の十一項には「すべての児童は身体が不自由」などとあります。

NHKテレビのドキュメントから

昭和二十六年五月五日（こどもの日）、「日本国憲法にもとづいて児童憲章が定められました。この憲章は児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる目的をもって制定されました。憲章の十一項には「すべての児童は身体が不自由」などとあります。

NHKテレビのドキュメントから

昭和二十六年五月五日（こどもの日）、「日本国憲法にもとづいて児童憲章が定められました。この憲章は児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる目的をもって制定されました。憲章の十一項には「すべての児童は身体が不自由」などとあります。

NHKテレビのドキュメントから

昭和二十六年五月五日（こどもの日）、「日本国憲法にもとづいて児童憲章が定められました。この憲章は児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる目的をもって制定されました。憲章の十一項には「すべての児童は身体が不自由」などとあります。

NHKテレビのドキュメントから

昭和二十六年五月五日（こどもの日）、「日本国憲法にもとづいて児童憲章が定められました。この憲章は児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる目的をもって制定されました。憲章の十一項には「すべての児童は身体が不自由」などとあります。

NHKテレビのドキュメントから

昭和二十六年五月五日（こどもの日）、「日本国憲法にもとづいて児童憲章が定められました。この憲章は児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる目的をもって制定されました。憲章の十一項には「すべての児童は身体が不自由」などとあります。

NHKテレビのドキュメントから

昭和二十六年五月五日（こどもの日）、「日本国憲法にもとづいて児童憲章が定められました。この憲章は児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる目的をもって制定されました。憲章の十一項には「すべての児童は身体が不自由」などとあります。

NHKテレビのドキュメントから

いのちアーバン民館報

町館信日
戸公常15
須田月成中
毎日昭榮堂印刷所
発行所
発行人
発行日
印刷所

の福祉」という障害者教育の実践活動記録の番組が、三回にわたり放送されました。

一回目は「ひろ君と私の横山大学」で、自閉症親の会で知りあつた子供達に自宅を開放して治療教育に専念した横山佳子さんの一回。二回目は「ひよこの教室の十二年」で、ダウン症児の母親達が自ら保母の資格を取りお世話した、熱意に満ちた保育の一回。三回目は、重度障害児と健常児と共に育てる総合保育に取り組む保育園の一回。特に脳性マヒと知恵遅れの重複障害をもつ山崎ゆきえちゃんの紹介がありました。

昭和四十六年度に厚生省で実施した心身障害の実態調査では、十八歳未満の精神薄弱児は全国で三十五万四千三百人と推計され、いちばん多く占める割合は十歳から十四歳までの間の児童が多いと言われています。また身体障害児も九万三千八百人と推計されています。そして重度肢体不自由と重度心身障害児（者）は一万八千九百九十八人と把握されています。（昭和四十九年児童相談所調査・国民衛生動向60より）

先日、NHKテレビの「あすなろ」NHKテレビのドキュメントから

昭和二十六年五月五日（こどもの日）、「日本国憲法にもとづいて児童憲章が定められました。この憲章は児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかる目的をもって制定されました。憲章の十一項には「すべての児童は身体が不自由」などとあります。

NHKテレビのドキュメントから



手をつなぐ親の会の発会式の様子

ブールの一般開放を行います！

みんなで楽しく泳ぎましょう

次の要項により、中学校ブールを一般開放しますので、ご利用ください。

ルールを守って、事故のないよう、楽しく泳ぎましょう。

